

教科書署名15850筆提出

現場教員の意見反映と採択過程の情報公開を！



発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

http://kakyoso.com/

2023年7月25日、「平和憲法を生かす香川県民の会」（超党派の市民団体と香教組）は、県教委に対して「教科書採択過程での情報公開」と「採択において、現場教員の意見を大切にすること」等の要請を行いました。

2023年は、2024年度から小学校で使用する教科書の採択会議が行われます。教科書の改訂は4年に一度行われています。

意見の反映と情報公開を

- 【要求項目】
- 1 日本国憲法の原則である「国民主権」・「基本的人権の尊重」・「平和主義」に基づく教科書を採択してください。
 - 2 日々の授業で教科書を使用している教員の意見を最大限に尊重して、教科書を採択してください。
 - 3 教科書採択のあらゆる過程において、情報公開をしてください。

- 【要求内容】
- 先生たちや市民の意見を聞き、尊重してほしい。
 - 今の教科書より、ページ数



要請について返答する県教委

が多く、難しく、勉強嫌いになる子どもが出ない心配。二次元コード（QRコード）がたくさんあり、かえって負担にならないか心配。授業の流れが詳しく書かれているので、教師のしぼりになるのでは。子どもの様子を見ながら、適切な授業ができる保障を。道徳以外の教科でも、「あるべき心」を押し付けるような書き方があり、気になる。真理・真実を大切に。戦争の真実を正確に伝えていない。基本的な人権や民主主義をないがしろにするような記述があり気になる。道徳に限らず、子どもの心を自己評価させることはやめてほしい。

英語はどの教科書も難しく。英語嫌いになってしまっているのではないかと心配。先生や子どもたちへの負担が大きくなる心配を。ページ数が「過去最大」を更新。今の教科書は以前の14%増し。今回は更に2%増しである。ランドセルが重い。週6日制の時と同じ時間数の授業数を週5日で行う。4年生以上は毎日6時間授業。学習内容も難しい。1年生の国語の最初のページから文字がでる。5年生の英語の目次にいきなり英文がでる。5〜6年生で扱う英単語数は600〜700語とされているが、ほとんどの教科書が今より増え、800語を超える教科書もある。社会の教科書は2014年に、検定基準の改悪。2021年に、政治介入による教科書記述に対する攻撃があった。「強制連行」「従軍慰安婦」の用語は、閣議決定で不適切とし、文科省が編集者に記述の変更を迫った。「多くの朝鮮人と中国人が強制的に連れてこられた」が、「動員された」に変更されている。「兵士になった朝鮮の若者たち」の写真に、「志願して」という言葉が追加された。領土問題は政府見解そのままに。「日本固有の領土」など。道徳の教科書は、「国や領土を愛する態度」を強調。（不適切との検定意見が11件あった。）「徳目の押し付け。6社中4社が1時間ごとに「自己評価」。

他の教科でも1時間ごとに「自己評価」。「学んだことをこれからの生活にどういかすか？」を書き込ませる。心や態度の押しつけではないのか。生活科で花や野菜を育てる。「アサガオさん、ありがとう」「びっしりと根をはっていったんだね。がんばっていたんだね。」擬人化して、心の持ちようを押し付ける。他教科（家庭科）でも「道徳」？・家庭科の縫物（裁縫）で、単元名が「ひと針に心をこめて」等、道徳的な要素の強まり。すべての教科書に二次元コード（QRコード）は、多くて、扱いきれない。自分で調べることも勉強である...との声。授業のながれと内容を細かく提示している。「課題をつかむ」↓「調べる」↓「まとめる」というパターン化。指導の多様性がなくなるのでは。他の人の考えを聞いて、新しい発見がある。クラスの子ども（実態）に合わせて、工夫する授業が大切ではないか。多様性、ジェンダー平等、LGBTQについては教科書のキャラクターや体育で取り上げている。



*「24年度小学校教科書を読む」（子どもと教科書全国ネットワーク21発行）より

7月31日、俳優の小栗旬さんが「労働組合」を設立するとニュースがネット配信されました。すでに、2019年ごろからこの話は報じられていたから、具体的に動き出すまでに4年ほどかかったことになりました。すでに、多くの俳優が協力を申し出ているとのことですが、ジャニーズ事務所の問題など、ちよびタレントや俳優の人権問題についての話題が市井に渦巻いていますから、機は熟したところでしょうか。アメリカやカナダ、韓国等にはすでに労働組合があり、俳優の権利が守られています。スト権があることで、最低賃金や労働時間が順守されています。7月に、アメリカの映画界で大規模なストライキが行われ、トムクルーズさんの来

あなたとともじ

日がキャンセルになったことが話題になりました。最近では、現代美術にかかわるアーティストや、80年代の日本人など2023年に新しい労働組合が結成されています。社会のひずみが顕在化している今、いろいろな部門で「団結して声をあげよう！変えよう！」と動き始めました。香川県教職員組合は70年を超える歴史があります。子どもを真ん中に、豊かな教育の実現のために教育条件整備と子ども・教職員の権利獲得のために闘ってきました。年休の起算日が9月1日になったのもそうです。みなさん、小栗旬さんに続くようではありませんか。いつまでも他力本願では解決できません。いっしょに声をあげませんか？

労働基本権制約の代償機関としての機能を十分に発揮して!

人事委員会へ要求書提出

2023年7月19日香教組は、人事委員会に対し、以下の項目を重点的に要求しました。



要求書を提出する石川中央執行委員長と受け取る関谷委員長

- 1 教育公務員給与を改善するための勧告を行うこと
 - (1) 教職員の長時間過密労働の解消・少人数学級の一層の拡充のため定数増を行うこと。
 - (2) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。
 - (3) 再任用教職員を定数外に位置づけること。再任用教職員の月例給、期末手当などの賃金水準の向上を図ること。また、生活関連手当を支給できるようにすること。
7. 定年の引き上げに伴う条例・規則の整備に関しては、職員団体との十分な交渉・協議を行うとともに、合意に基づいて対応すること。賃金水準については、現役時代の8割水準を確保すること。
 - (1) 定年引き上げに伴う教職員の定数改善を行うこと。また、再任用者を定数外にし、必要な財政措置を国に対して求めること。
 - (2) 同一労働同一賃金を原則に60歳以上の賃金水準の引き下げを行わないこと。とりわけ、教職員の働き方の特殊性を十分考慮すること。

人事委員会って?

人事委員会は、地方公務員法第7条第1項の規定に基づき設置された、議会や知事から独立した人事行政の専門機関です。

○ 人事委員会の仕事

大きく分けて次のような3つの仕事を行っています。

- ① 準立法的権限
人事委員会の権限に属する事項についての人事委員会規則の制定
- ② 準司法的権限

③ 行政的権限

- ・ 人事行政に関する調査・研究・企画・立案
- ・ 職員の競争試験及び選考の実施
- ・ 職員の勤務条件の改善や給与改定の報告・勧告等
- ・ 職員に関する条例の制定・改廃についての議会への意見の申し出
- ・ 労働基準監督機関としての権限の行使
- ・ 職員団体の登録

○ 人事委員会の組織

「人事委員会」

人事委員会は、3人の委員で組織されています。それぞれの委員は、地方公務員法第9条の2第2項に基づき、「人格が高く、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て」知事が選任します。任期は4年で、議会の議員や県職員との兼職は禁止されています。

【人事委員会事務局】

人事委員会には補助機関として事務局が置かれており、現在12名の職員が事務を担当しています。(香川県HPより)

人事院勧告と人事委員会勧告

地方公務員の給与改定については、人事委員会が設置されている地方公共団体においては、人事委員会勧告を経た上で改定が行われています。

その際、地方公務員法第24条第2項において、職員の給与を定める際の考慮要素の一つとして国家公務員の給与が挙げられており、人事院勧告を参考にして勧告が行われています。

また、民間調査については、人事院との共同調査を行っている場合が多いので、人事院の勧告に準じた形になる場合がほとんどです。



何のための働き方改革か?

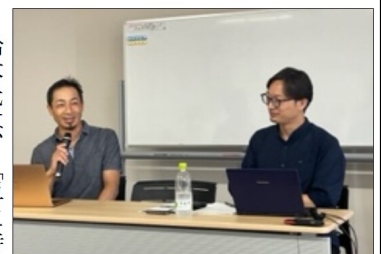
2023年7月16日、高橋哲大阪大学准教授をお迎えし、教員の多忙化解消と給特法について学習しました。

まず、青年部が働き方の現状を話しました。

高橋准教授は、教員の多忙化が教員不足や教員採用試験の倍率の低下を引き起こしている現状は、公教育の危機であること、それに対して自民党や政府の出している改革案は不十分であること、を具体的に示し、給特法を改正すれば、「働き方」の改革になるものではないと警鐘を鳴らしました。

今、求められているのは、給特法の「廃止」か「維持」かの2項対立で考えるのではなく、学校における教師という存在の重要性をもう一度捉え直し(専門職としての教師)、そのうえで、教職員の給与の基準法を制定する、義務標準法での教職員の定数の改善を行う、教員の労働基本権を回復することが必要と述べられました。

「教員の働き方改革」とは、子どもの権利(大人に働きかけ大人を通して実現される権利)とりわけ、「意見表明権」(大人との受容的応答的な関係性をもつ権利)を保障する関係(子どもの「ねえねえ」に対して大人が「なあに?」と答える人間関係)を取り戻すことだと強調されました。鈴木大裕氏(教育研究者・土佐町議員)の飛び入り参加がありました。



鈴木大裕氏(左)と高橋哲准教授(右)

鈴木氏は、「単に時間短縮だけを求めた働き方改革を進めると、かつて批判されたサラリーマン教師を多く生むことにつながるのではないかと危惧する」と発言、「教員の働き方改革」の進む道を、当事者として教員一人一人が考え、議論し、行動していくことが大切だと強調しました。

お二人とも、今こそ労働組合の存在意義は大きいと語りました。参加者からは、「教職調整額が4%から10%になり、給与が増えると喜ぶような単純なものではない」「部活動が負担だし、若年層に時間のかかる仕事に集中している」「子どもの働きかけに配慮するためにも教材研究の時間が欲しい」等の青年の切実な願いが語られました。

人事院や人事委員会は戦後、公務員の労働基本権を制約する代償機関として設置されました。公務員には、「団結権」と「団体交渉権」はありますが、「争議権(ストライキ)」はありません。「団体交渉権」についても、要請はできますが、団体協約を締結する権利はありません。民間企業では、労働基準法に違反すると労働基準監督署(以下、監督署)の指導が入ります。この監督署の機能が人事院や人事委員会であるはずですが。近年、この代償機関としての機能が果たせていないとの批判がおおきくなっています。



熱く語る高橋哲大阪大学准教授



↑ 給特法特集
香川教育
NO. 2142
2022. 12. 15号



高橋哲大阪大学准教授最新の著書

